

発議第1号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議

標記について、二戸市議会会議規則（平成18年二戸市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月9日

提出者 二戸市議会議員 三浦利章

賛成者 二戸市議会議員 菅原恒雄

〃 駒木昇

〃 田代博之

〃 畠中泰子

〃 米田誠

二戸市議会議長 岩崎敬郎 殿

理由

ロシアは国際社会の声を無視し、一方的な口実により、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。二戸市議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。これがこの決議書を提出する理由である。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議し非難する決議

2月24日、ロシアは国際社会の声を無視し、一方的な口実により、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ロシアの武力による軍事侵攻により、多くの施設、建物が砲撃され炎上し、幼い子どもを含む多くのウクライナ市民の尊い命を奪っている。戦火を逃れ国外退避する150万人超の市民が過酷な避難生活を余儀なくされている。

力による現状変更は、戦後、長年をかけて築き上げた国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、領土保全、武力不行使等を規定する国連憲章と国際法に明らかに反する行為である。さらに核兵器で国際社会を威嚇することは、核戦争の危惧を抱かせるものであり、唯一の戦争核被爆国として断じて容認することはできない。

今、国際社会が向かうべきは、国連憲章の前文にある「寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせる」ことである。

二戸市の都市宣言である、「非核平和都市宣言」(平成18年)に基づく、世界の恒久平和の実現を強く希望する。

よって、二戸市議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。

以上、決議とする。

令和4年3月9日

二戸市議会